

横浜地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号 原処分取消請求事件
国側当事者・国(川崎北税務署長)
令和3年3月24日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	下村 文彦 松田 一彦 佐藤 慎 水倉 友理 斧原 崇皓
同補佐人税理士	御簾納 弘 小林 栢弘
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	川崎北税務署長 鈴木 喜雄
指定代理人	石井 広太郎 木村 智広 猪股 翔太 上遠野 裕之 松田 朋子 藤井 学 小野寺 博 岡崎 華里 菅沼 諒一 井野 裕文 伊藤 英一 田崎 尚 佐藤 公信

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告の平成25年分の所得税・復興特別所得税について平成30年2月27日

付けでした更正処分のうち、事業所得の金額マイナス1427万4634円、総所得金額1億5127万5366円及び納付すべき税額マイナス577万2986円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。

2 処分行政庁が原告の平成26年分の所得税・復興特別所得税について平成30年2月27日付けでした更正処分のうち、事業所得の金額マイナス1568万4272円、総所得金額1億5286万5728円及び納付すべき税額マイナス738万3332円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。

3 処分行政庁が原告の平成27年分の所得税・復興特別所得税について平成30年2月27日付けでした更正処分のうち、事業所得の金額マイナス1675万7441円、総所得金額1億5236万2559円及び納付すべき税額マイナス870万7489円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。

4 処分行政庁が原告の平成28年分の所得税・復興特別所得税について平成30年2月27日付けでした更正処分のうち、事業所得の金額マイナス991万8934円、総所得金額1億3406万6466円及び納付すべき税額マイナス629万6885円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件は、原告が、洋画等の制作及び販売から生じた所得（損失）は事業所得（所得税法27条）に該当するとして、上記所得（損失）を医療法人社団に医師として勤務して得た給与所得から控除（損益通算。同法69条）した上で、平成25年分ないし平成28年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告をしたところ、処分行政庁が、上記洋画等の制作及び販売から生じた所得（損失）は事業所得には該当せず雑所得（同法35条1項）に該当するため、これを他の所得から控除することはできないとして、平成30年2月27日付けで本件各年分の所得税等についてそれぞれ増額更正の処分（以下、併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定（以下、併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をしたことから、本件各更正処分等は違法である旨主張して、被告に対し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の取消し（行政事件訴訟法3条2項）を求める事案である。

2 関係法令等の定め

本件に関する法令の定めは、別紙1「関係法令等の定め」のとおりである。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告等

ア 原告は、医師として医療法人社団A（以下「A」という。）が経営するBに副院長として勤務するほか、洋画等の制作及び販売（以下「本件制作販売等」という。）を行っている者である。〔甲4、乙4、14、弁論の全趣旨〕

イ Aは、平成10年2月●日に設立された医療法人社団であり、原告は、平成30年5月14日に辞任するまで、その理事長を務めていた。〔甲4、弁論の全趣旨〕

（2）原告による確定申告

原告は、本件各年分の所得税等につき、いずれも法定申告期限（所得税法120条1

項)内に、別表1-1ないし1-4の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした(以下「本件各確定申告」という。)

なお、原告は、本件各確定申告において、本件制作販売等から生ずる所得の金額の計算上生じた損失(以下「本件損失」という。)を事業所得とし、その金額を給与所得の金額及び雑所得の金額から控除した。〔乙2、6、8、10〕

(3) 本件各更正処分等

処分行政庁は、平成30年2月27日付けで、本件損失は事業所得に該当せず、雑所得に該当し、雑所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の所得の金額から控除することはできないなどとして、原告の本件各年分の所得税等について、別表1-1ないし1-4の「更正処分等」欄記載のとおり本件各更正処分等をした。〔甲1の1ないし4〕

(4) 審査請求及び裁決

原告は、平成30年5月23日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の取消しを求め審査請求をした。国税不服審判所長は、平成31年4月24日、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。〔甲4、弁論の全趣旨〕

(5) 本件訴えの提起

原告は、令和元年10月17日、横浜地方裁判所に本件訴えを提起した。〔顕著な事実〕

4 争点

本件の争点は、本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得(損失)が、事業所得に該当するか否かである。

なお、本件制作販売等から生ずる所得(損失)が事業所得又は雑所得以外の他の所得区分に該当しないことは、当事者間に争いがなく、これが事業所得に該当しないとすれば、雑所得に該当する。

5 争点に関する当事者の主張

〔被告の主張〕

本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得(損失)は、以下のとおり、事業所得に該当せず、雑所得に該当する。

(1) 判断方法

所得税法27条1項に規定する事業所得とは、同法施行令63条各号に規定する事業から生ずる所得であり、本件制作販売等が当該事業に該当するか否かは、同条12号に規定する「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かにより判断される。

この点、一定の経済的行為が、同号に規定する「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かは、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該取引に費やした精神的・肉体的労力の程度、取引のための人的・物的設備の有無、資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況などのほか、当該行為の事業としての社会的客観性、すなわち、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性の有無を考慮した上で、社会通念に従って判断すべきである。

そして、ある経済的行為から生ずる所得が事業所得と雑所得のいずれに該当するかが争われる場面において、上記各考慮要素のうち最も重要な事項は、当該行為に相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性があるか否かである。

(2) 本件制作販売等は事業所得を生ずる事業に該当しないこと

ア 営利性・有償性

原告は、その制作した作品を販売し、対価を得ているから、本件制作販売等には有償性がある。

しかし、本件各年分における本件制作販売等による収入の金額は、最も多い平成27年分でも36万4500円であり、最も少ない平成25年分では3600円にとどまっていたのに対し、本件制作販売等に係る必要経費は、最も少ない年で1141万3852円、最も多い年で1712万1941円であり、毎年1000万円を超えており、その結果、本件各年分の全てにおいて、多額の損失が発生していることからすると、本件制作販売等に営利性があったということはできない。

イ 継続性・反復性

原告は、平成20年以降、自作洋画の個展を開催しており、本件各年分においては、いずれも2回ないし4回の個展を開催していることからすると、本件制作販売等には一定の継続性及び反復性がある。

しかし、上記個展の開催期間は、いずれも約1週間ないし2週間であり、本件各年分における個展の売上げは、平成27年9月11日の18万円だけであることからすると、作品の販売は常に行われていたわけではなく、限られた期間に限られた場所で行われていたものと認められ、本件制作販売等に「事業」としての継続性及び反復性があるとは認められない。

ウ 自己の危険と計算における企画遂行性

原告は、自ら費用を負担して、作品の制作、個展の開催及び作品の販売、画集の出版並びにE及び美術雑誌に作品を掲載したり、ホームページを開設したりしての広告宣伝活動を行っていることからすると、本件制作販売等において、自己の危険と計算における企画遂行性があると認められる。

エ 本件制作販売等に費やした精神的・肉体的労力の程度

原告が主張するように、1日平均4時間から5時間、アトリエで作品を描いている、個展の開催について、日時、期間、場所及び規模等について、百貨店の売り場担当者や画商、キュレーターを交えて交渉しなければならないというのが事実であるとすれば、原告は、本件制作販売等に相当程度の精神的・肉体的労力を費やしたものと認められる。

オ 本件制作販売等に係る人的・物的設備

原告は、平成22年6月から川崎市内の自宅に隣接する建物及び平成23年1月から東京都千代田区内のビルの1室をそれぞれ賃借してアトリエとして使用し（以下、併せて「本件各アトリエ」という。）、本件各アトリエにおいて、自作洋画の制作及び保管を行っており、物的設備を有していたと認められる。

しかし、原告は、本件各年分において、本件制作販売等に関し、常時雇用していた者はおらず、個展開催時に臨時に受付担当者を依頼していたにすぎない（平成26年に1回、平成27年に1回）ことからすると、人的設備は有していなかったといえる。

カ 資金調達方法

本件各年分において、本件制作販売等に多額の費用が生じているものの、原告は、これをAからの給与収入及び預貯金等で賄っており、借入れ等の方法で資金を調達していた

わけではない。

キ 原告の職業、経歴及び社会的地位並びに生活状況

原告は、昭和51年にC大学を卒業して以降、医師として稼働し続け、本件各年分においても、診療行為に従事する医師であるとともに、原告が理事長を務めていたAが経営するBの副院長としての地位にあり、Aから毎年1億円を超える多額の給与収入を得ていた。そうすると、原告の生活の糧は、当該給与収入により賄われていたものと認められる。

ク 相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性

(ア) 一般に美術品は、需給バランスによって合理的価格形成のなされる不特定物（商品）と比して、特定の作品に対する需給の強弱によって価格が大きく左右されるものである。加えて、その性質をみても、多くの人が購入する生活必需品や消耗品ではなく、趣味嗜好の対象であって、その作品あるいは制作者に興味を有する限られた範囲の特定の少数者の所有欲がその需要の根源となるため、その価格は、そのような少数者の主観的な評価に大きく左右されることになり、美術品の価格の根拠を合理的に説明することは困難である。また、美術品の品質（価値）は、上記少数者の主観的な評価によって左右されるものであり、制作原価等の費用の額とは無関係な事情によって価格が形成されることから、美術品の制作・販売という活動においては、制作・販売者が相当の技術や能力を有し、工夫や努力を重ねたとしても、そのことから直ちに利益を得る可能性が高くなるとは限らない。

以上のように、美術品の制作・販売という活動は、そもそも利益を得ることが難しく、制作・販売者の技術、能力、工夫及び努力によってその可能性を高めることも困難な業種であるといえる。しかも、我が国においては、百貨店、ギャラリー又は画商を通じて美術品を販売するのがある程度一般的な方法であると考えられるものの、そのような販売方法を採用することは、売上金額のうち相当の割合がそれらの者の取り分となるため、美術品の制作者が作品を販売して利益を得ることは難しいと考えられる。

(イ) 本件制作販売等は、美術品である洋画等を制作、販売する活動であるから、そもそも利益を得ることが難しく、また、制作者である原告の技術、能力、工夫及び努力によって利益を得る可能性を高めることも困難な業種であるといえる。

さらに、原告は、その作品の販売を、主に百貨店や画商を通じて行うという、収益の多くが百貨店や画商に分配される結果となる業態で行っており、この点も本件制作販売等において利益を得ることを難しくする要因となっている。

しかも、本件各年分における本件制作販売等の収支の状況をみると、いずれも1000万円を超える多額の損失が生じている。

以上に照らせば、本件各年分における本件制作販売等には、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性があったとはいえない。

ケ 以上のとおり、本件制作販売等については、これが「事業」に該当するとみるべき要素も複数存在するものの、ある経済的行為から生ずる所得が事業所得と雑所得のいずれかを争う場面において最も重要な考慮要素である「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」が、少なくとも本件各年分における本件制作販売等にあったとはいえず、また、原告は、本件各年分において、Aからの給与収入を生活の糧としており、

本件制作販売等に係る収入で生計を賄っていたということもできないから、これらの事実を総合考慮して判断すれば、本件各年分における本件制作販売等に事業としての社会的客観性を認めることはできず、これを社会通念上「事業」と認めることはできない。

なお、平成21年分の所得税の更正処分において、原告による洋画の制作及び販売等が事業に該当する旨の判断がされたとしても、①所得税は、課税標準の計算期間を原則として暦年とする期間税であるから、所得区分の判断も、基本的に年分ごとに行い、過去の年分における事業該当性の判断は、原則として他の年分における事業該当性の判断に直接影響を与えるものではないこと、②原告は、平成20年から個展を開催し始め、平成21年分は2年目であったのに対し、本件各年分は、その後数年を経ており、本件制作販売等に関して年々積み重ねられた過去の事情が異なることから、平成21年分の上記判断は、本件各年分における事業該当性の判断を拘束することにはならない。

〔原告の主張〕

本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得（損失）は、以下のとおり、事業所得に該当する。

（1）判断方法

ア 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう（最判昭和56年4月24日・民集35巻3号672頁。以下「昭和56年最判」という。）。

イ 被告が主張する「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」などという要素は、判例によって示された判断要素ではなく、被告の独自の見解にすぎない。上記要素は、投機性の強い特殊なケースについての裁判例において言及されている要素にすぎず、芸術作品の創作及び販売という創作者が精神的、肉体的労力をつぎ込んで行うものであって、偶然性や投機性には全く依存しない業務である画家業務（本件制作販売等）には妥当しない。

（2）画家の事業性についての社会通念

ア 画家という事業によって生計を立てる方法としては、大きく分けて、①作品の芸術的価値そのものに対する対価を得る方法、②作品の意匠性やデザイン性を用いて商品化を図り、その販売対価等を得る方法がある。上記①の方法により生計を立てられるようになるまでには、作品作り、展覧会への出品や個展の開催を始めとする市場への作品の売込みや宣伝活動が必要であり、画家がその作品の芸術的価値に対する対価を得られるまでになるには、数年から数十年という長期間の投資（宣伝活動等）を要する。また、画家が上記二つの方法のうちどちらかの方法、あるいは両方の方法により生計を立てるかを決するためには、数年から数十年をかけて自身の作品に対する世間からの評価を見定める必要がある。

上記のような画家という事業の実情に照らせば、作品作り、身近な人への意見聴取や販売、個展や展覧会などの宣伝活動、海外への宣伝活動などのプロセスを、少なくとも数年から数十年かけて実践することが不可欠である。

イ 短期的ないし一時的に作品を制作販売する行為に係る所得は、臨時的・偶発的な行為に係る雑所得に該当するものの、継続的な販売に向けての作品の制作、個展開催、販売、

宣伝、それらを踏まえての新たな作品の制作、意匠性を用いたビジネス展開等を長期的かつ継続的に実施してきたという事実があるのであれば、その客観的事実をもって、画家を事業として実施しようとしていたという強固な意思を推認することができ、作品の販売によって得られた収入は事業所得に該当するというべきである。すなわち、画家としての事業展開に向けた継続意思の存在こそが、事業性の有無の判断においては最も重視されなければならない。

ウ 画家は、当初、兼業により生活を維持する者がほとんどであるし、画家が元々の程度の資産を有していたか、他にどれだけ収入があったかなどという事情は、本来、画家としての事業性の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 本件制作販売等が事業所得を生ずる事業に該当すること

ア 本件制作販売等の営利性及び有償性

原告は、画家としての事業を始めてまだ数年であるものの、作品の売上実績は、平成25年分は3600円、平成26年分は9万5500円、平成27年分は36万4500円、平成28年分は51万9000円、平成29年分は56万4950円、平成30年分は60万5309円であり、売上げを継続的に生み出し、年々拡大させている。また、原告は、作品を販売するだけでなく、その意匠性やデザイン性を利用した作品の商品化を計画し、これを進行させている。

初期投資の時期に、収支のバランスがとれないことは画家という事業においては一般的なことであり、むしろ一定数の継続的な売上げの事実を重視すべきである。画家としての業務のために投じた経費によって損失が生じてしまったとしても、そのような投資は、画家として生計を立てるために必要不可欠な活動であり、一時的な損失のみを理由に営利性を否定することはできないというべきである。

したがって、本件制作販売等には、営利性・有償性が認められる。

イ 本件制作販売等の継続性及び反復性

芸術作品である原画の制作は、他の一般的な商品のように、明確な計画の下に商品化、量産化できるようなものではない。絵画の発想は、その都度わいてくるものであって、これを常に計画的に反復継続して作成しなければ、継続性・反復性が肯定されないというのでは、社会通念に反する。

また、ジークレー（版画）やリトグラフの制作に関する業務については、フォトスタジオの関係者や版画制作業者との打ち合わせを行い、作品の完成までの工程について管理、監督を行う必要があり、作品の販売のための個展の開催等のためには、場所の選定から開催時期並びに開催期間などについて百貨店等の担当者や画商、キュレーター等と交渉をし、その開催に向けて多くの時間、労力、費用を、計画的かつ反復継続して費やさなければならない。

原告は、これらの活動を反復継続して実施していることから、個展を開催し得ているのであり、作品の販売も行い得ている。洋画の制作、販売が不定期に行われていたとしても、一定の作品の制作、展示、宣伝、販売がある限り継続性は肯定されるべきであり、原告は、原画を版画制作業者に持ち込んでスケジュールを立て、管理監督までしているのであって、継続性・反復性が認められる。

ウ 自己の危険と計算における企画遂行性

原告は、自己の作品を展示し、顧客に販売することを目的として、自己の計算により、危険の負担を承知の上、百貨店等との間において個展の開催契約を締結している。初めから損失を目的に個展開催の申込みをするはずはなく、また、原告が個展開催時に美術品販売の専門家を受付けとして雇い、報酬を支払っていたことも、作品の販売により利益を生み出そうとしていたことの証左である。本件各年分に開催した個展において、原告の作品は複数販売できていたのであり、投じた経費に比べ、結果として利益が出なかったにすぎない。

また、原告は、作品のEへの掲載や広告のため、原画を専門のフォトスタジオで撮影し、ポジフィルム又はデジタルスケジュールにし、ダイレクトメール及び広告資料（カタログ、ポストカード等）を作成するなどしていた。

以上のとおり、本件制作販売等は、自己の計算と危険において独立して営まれていたといえる。

エ 本件制作販売等に費やした精神的・肉体的労力の程度

原告は、一日平均4時間ないし5時間はアトリエにおいて作品の制作に従事していた。また、個展の開催については、日時、期間、場所及び規模等について、百貨店の売り場担当者や画商、キュレーターを交えて交渉を行い、個展の開催による作品の販売に至るまでの各種業務の遂行にも多大な労力を費やしていた。その他にも、原告は、制作のための資材集め、完成した原画をフォトスタジオで撮影し、絵画としての商品化を図るプロセスにも労力を費やし、さらに、平成26年2月17日には第三者との間でホームページの制作及び保守に係る契約を締結し、毎年ホームページの更新をしている。加えて、原告は、これまで3回もニューヨークで個展を開催しており、この実現に至るまでには、海外のキュレーターとの交渉や現地調査等甚大な労力を費やした。

原告の医師としての勤務は週1回程度であるから、医師としての業務を行っていない時間の大部分を画家としての業務の遂行に充てていたのである。

オ 本件制作販売等に係る人的・物的設備

原告は、アトリエとして2物件（本件各アトリエ）を賃借していたのであり、物的設備も有していた。

他方、画家のように一人で作品の制作販売が可能な事業については、人的設備は必須の要素ではないが、原告は、個展開催時に受付担当者を雇うなどしており、人的設備も備えていた。なお、被告は、常時雇用していた者がいない点を指摘するが、原告は、必要などときにはその都度、受付やキュレーターなどの人材を雇っていたのであり、画家は、そもそも常時雇用を要するような事業ではないから、的外れな指摘である。

カ 本件制作販売等に係る資金の調達方法

画家業務の遂行に要する費用の原資がいずれであるかは、事業性判断に影響を与えない。原告は医師として多くの報酬を得ていたがために、画家を目指すための投資に用いる資金が豊富にあったにすぎない。

キ 原告の職業、経歴及び社会的地位並びに生活状況

原告がたまたま高額の給与収入を得ており、その生活費を当該給与収入で賄っているとしても、かかる事情は、本件制作販売等の事業性判断とは関連性がない。

画家は、通常、別の仕事をして生計を維持しながら、才能が開花するタイミングを見計

らっているものであり、被告のように他の職業や収入を持ち出して事業性を否定するのは不合理である。

なお、原告は、平成29年9月にAの理事長を退任し、平成30年5月にはAの出資持分を第三者に譲渡してその理事を退任し、その後は非常勤医師として週1回程度、Aに医師として勤務するのみで、その余の全ての日を画家としての業務に充てている。原告が、画家の業務に費やしてきた時間や労力に照らせば、原告の社会的地位は、もはや画家として生計を立てるまでに至っているというべきである。

ク 本件制作販売等により相当程度の期間継続して安定した収入を得られる可能性

(ア) 前記(1)イのとおり、「相当程度の期間継続して安定した収入を得られる可能性」などという要素は、被告の独自の主張であって、失当である。

(イ) 仮に、この要素を考慮するとしても、原告は、百貨店等において、制作した作品の展示即売会を年に数回開催し、作品を販売する努力をし、実際に相当程度の期間継続して収益を上げている。さらに、原告は、意匠性・デザイン性を利用した製品開発を実施し、画家としての収益展開の幅を広げている。原告の画家としての収入金額が少ないのは、画家としての実績がまだ少なく、画家として世の中にまだ広く知られていないことに起因するものであり、いわば画家として売り出し中であることによるものであるが、今後、画家としての活動が軌道に乗れば、多くの収入を得ることが期待され、実際にも販売実績はあるのであるから、相当程度安定した収益を得られる可能性があったといえる。

ケ 以上のとおり、本件制作販売等は、上記各要素及び社会通念に照らし、事業所得を生ずる事業に該当する。

しかも、原告は、平成21年分の所得税について、画家業に係る収入及び支出が事業所得を生ずる事業に該当するものとして、その損失を事業所得に計上する内容の更正の請求をしたところ、処分行政庁は、反面調査の実施など厳格な調査の上で、上記請求を認める旨の更正処分をした。このように、処分行政庁は、平成21年分の所得税については、原告の画家業に係る業務について、事業所得を生ずる事業に該当するものと認めているながら、これと本件各年分における画家業に係る業務とでは何ら変わりがないにもかかわらず、事業該当性を否定しており、論理が破たんしている。本件各年分に係る処分行政庁の判断は、原告が医師として週1回程度の勤務をしていたこと及び医師として報酬を得ていたことを殊更に重視し、原告が画家としての事業に費やした経費の計上が、医師としての報酬に係る所得との損益通算により意図的に所得税の負担の軽減を図るものであるかのような不当な先入観に基づき行われたものである。平成21年分における事業該当性の判断と本件各年分における事業該当性の判断との整合を図る観点からも、また、客観に基づかない主観による判断を排除し、租税法律主義を堅持する観点からも、本件各年分についても、本件制作販売等は、事業所得を生ずる事業に該当するものと判断されなければならない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得が事業所得に該当するか)について

(1) 所得税法27条1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス

業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいうと規定し、これを受け、所得税法施行令63条12号は、所得税法27条1項に規定する政令で定める事業として、同条1号から11号までの各事業に加えて、対価を得て継続的に行う事業を規定する。

そして、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうが（昭和56年最判）、具体的に特定の経済的活動により生じた所得がこれに該当するといえるかは、当該経済的活動の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計画による企画遂行性の有無、当該経済的行為に費やした精神的・肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴、社会的地位及び生活状況並びに当該経済的活動をすることにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存するかどうか等の諸般の事情を総合的に検討して、社会通念に照らして判断すべきである。

(2) 認定事実

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 医師としての勤務及び給与所得等

(ア) 原告は、昭和51年にC大学を卒業後、同大学の付属病院等の勤務及び個人クリニックの開業を経て、Aが経営するBで副院長として週1回程度診療行為を行っていた。

Aは、平成10年2月●日に設立された医療法人社団であり、平成30年5月14日に辞任するまで原告が理事長を務めていた。〔甲4、乙14〕

(イ) 原告がAから得ていた給与所得の収入金額は、以下のとおりである。〔乙2、6、8、10〕

平成25年分	1億6800万円
平成26年分	1億7100万円
平成27年分	1億7157万円
平成28年分	1億4628万円

イ 洋画制作及び販売状況等

原告は、C大学に在学中には美術部に所属し、油絵を制作するなどしていたところ、平成20年に、自ら制作した洋画（以下「自作洋画」という。）を個展に出展して以降、洋画を制作するほか、以下のような活動（本件制作販売等）を行った。

(ア) 個展の開催

原告が平成20年から平成28年までの間に開催した個展は、別紙「個展一覧」の「年分」、「開催場所等」及び「開催期間等」に記載のとおりである。

なお、原告は、本件制作販売等を行うについて、アシスタント等常時雇用している者はいないが、貸画廊で個展を開催するに際し、受付担当者がいない場合には、株式会社D（以下「D」という。）から紹介を受けた者に受付を依頼しており、本件各年分については、平成26年に1回、平成27年に1回依頼した。〔甲11、13、乙1、4、5、11〕

(イ) 画集の出版

原告は、平成21年6月に自作洋画の画集（約30頁のもの。定価1000円）を出

版した。また、原告は、平成25年にニューヨークで個展を開催した際、自作洋画の画集を制作した（なお、頁数や定価は明らかでない。）。〔甲4、13、18、19〕

(ウ) アトリエの賃借

原告は、平成22年6月から川崎市内の自宅隣建物を、平成23年1月から東京都千代田区内のビルの1室をそれぞれ賃借してこれらをアトリエとして使用し、これらの場所で洋画の制作及び保管を行うようになった。〔甲4、9、10、13〕

(エ) E等への掲載

原告は、平成25年6月、平成26年5月、同年11月、平成27年3月、同年4月、同年11月、平成28年3月、同年4月にそれぞれ、Dに対し、Fへの広告掲載を依頼した。

また、原告は、平成25年から平成28年にかけて毎年、Dに対し、自作洋画のE（平成26年版ないし平成29年版）への掲載を依頼したほか、平成25年及び平成26年には各1回、株式会社Gに対し、同社が発行する美術雑誌への自作洋画の掲載を依頼した。〔甲4、乙15〕

(オ) ホームページの開設

原告は、業者に依頼して、平成26年3月から、「●●」と題するホームページを開設し、このホームページにおいて、個展の開催情報等を掲載している。〔甲11、13、15、〕

(カ) ポストカード及び名刺の作成

原告は、「画家」、「a r t i s t」と肩書きを記載した名刺を作成した。

また、個展の開催に際しては、この開催を告知・広告するポストカードも作成されている。〔甲7、17、20〕

(キ) ジークレー、リトグラフ、グッズの制作等

原告は、自作洋画（原画）を基に、ジークレー（版画）やリトグラフを制作するほか、これらの図像をマグカップ、Tシャツ、クリアファイル、トートバッグ、ポストカード等に転写して、グッズを制作販売する計画を立て、遅くとも令和元年9月頃には、実際にこれらの商品を制作した。〔甲5、6、8〕

ウ 本件各年分における販売及び収支の状況等

(ア) 平成25年分

a 売上げ

原告は、平成25年中に、横浜市のH（以下「H」という。）において1回、京都及びニューヨークの貸画廊において各1回個展を開催した。

総勘定元帳には、Hにおいて開催した個展の際の売上げとして合計189万円が計上されている。しかし、これは、Hから最低売上目標額として設定されていた189万円という金額を、親族（原告の妹、長男及び二男）並びにAの理事の名義を借用して適宜割り振ったものにすぎず、実際には、自作洋画等は販売されていない（原告と名義を借用された者との間で作品及び金銭の授受は一切ない。）。したがって、上記は売上げとは認められず、平成25年分の売上げは、京都の貸画廊で個展を開催した際の一般客への画集及びポストカードの販売による売上げ合計3600円のみであった。〔乙1、4、5、弁論の全趣旨〕

b 経費

平成25年分の本件制作販売等に係る必要経費は、別紙2の1(1)ア(ウ)b記載のとおり、1536万1886円であった。〔乙1～5、弁論の全趣旨〕

なお、原告は、平成25年分の所得税青色申告決算書(一般用)(乙3)において、売上原価として89万8054円(1枚目・⑥欄)とそれ以外の必要経費として1527万0180円(1枚目・㊸欄)の合計1616万8234円を計上しているが、同額から、①上記aの「最低売上目標金額」189万円に対応する売上原価の額として、89万6348円を減算し、②必要経費のうち展示会費用として、9万円(原告がHで開催した個展に係る展示会費用として計上した108万円と、原告が同店に支払った前記aの「最低売上目標金額」189万円から原告に返還された72万円を控除した残額117万円との差額である。)を加算した額をもって、必要経費の額と認めるのが相当である。

c 収支

本件制作販売等に係る収支は、1535万8286円の赤字(損失)であった。なお、原告がした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(乙2)及び同年分所得税青色申告決算書(一般用)(乙3)の記載によっても、1427万4634円の赤字(損失)である。

(イ)平成26年分

a 売上げ

原告は、平成26年中に、京都、東京都中央区及びニューヨークの貸画廊において各1回個展を開催した。

平成26年中の売上げは、京都の貸画廊において開催した個展の際の一般客への画集の販売による売上げ合計4000円並びに東京都中央区の貸画廊において開催した個展の際の原告の知人へのリトグラフの販売による売上げ9万円及び一般客への画集の売上げ1500円の合計9万5500円である。〔乙1、4～6〕

b 経費

平成26年分の本件制作販売等に係る必要経費は、別紙2の1(2)ア(ウ)b記載のとおり、1577万9772円であった。〔乙6、7〕

c 収支

本件制作販売等に係る収支は、1568万4272円の赤字(損失)であった。

(ウ)平成27年分

a 売上げ

原告は、平成27年中に、東京都中央区の貸画廊において合計2回、京都及びニューヨークの貸画廊において各1回個展を開催した。

平成27年中の売上げは、①東京都中央区の貸画廊(1)で開催した個展の際の一般客への画集の販売による売上げ1500円並びに原告の知人らへのリトグラフ2点の販売による売上げ18万円及び画集の売上げ3000円の合計18万4500円、②原告の知人へのリトグラフ2点の販売による売上げ18万円の合計36万4500円である。〔乙1、4、5、8、9〕

b 経費

平成27年分の本件制作販売等に係る必要経費は、別紙2の1(3)ア(ウ)b記載のとおり、1712万1941円であった。〔乙8、9〕

c 収支

本件制作販売等に係る収支は、1675万7441円の赤字(損失)であった。

(エ) 平成28年分

a 売上げ

原告は、平成28年中に、京都の貸画廊及び東京都新宿区のJにおいて各1回個展を開催した。

総勘定元帳には、①京都の貸画廊において開催した個展の際の一般客への画集の売上げとして3000円及び原告の知人に対するジークレー1点の売上げとして3万円、②Jで開催した個展(以下「J個展」という。)に係るKからの入金として48万6000円が計上されている。

このうち、上記②に係るJ個展の際の実際の売上げは、原告の親族2名及び一般客1名に対するジークレー3点の合計15万7623円(J個展における「最低売上目標金額」162万円から、原告がJ個展の「最低売上目標金額」に達しなかった分として同個展の最終日にクレジットカードを利用して支払った金額146万2377円を控除した金額)であったと認められる。Kからの入金48万6000円は、「最低売上目標金額」162万円に係る原告の取り分30パーセントに相当する額であるところ、原告は、J個展における実際の売上金額15万7623円を超え、上記「最低売上目標金額」162万円に達するまでの金額146万2377円を自ら負担してJに支払い、それも含めたところの原告の取り分48万6000円が入金されたものである。

そうすると、平成28年中の売上げは、京都の貸画廊において開催した個展の際の売上げ合計3万3000円(上記①)及びJ個展の際の売上げ15万7623円(上記②)の合計19万0623円である。〔乙10～13、弁論の全趣旨〕

b 経費

平成28年分の本件制作販売等に係る必要経費は、別紙2の1(4)ア(ウ)b記載のとおり、1141万3852円であった。〔乙10～13、弁論の全趣旨〕

なお、原告は、平成28年分の所得税青色申告決算書(一般用)(乙12)において、売上原価として24万9853円(1枚目・⑥欄)とそれ以外の必要経費として1018万8081円(1枚目・⑳欄)の合計1043万7934円を計上しているが、同額から、①原告が計上した売上額51万9000円のうち、上記aの売上額19万0623円を控除した残額である32万8377円(実際の売上げではない額)に対応する売上原価の額として、15万8082円を減算し、②必要経費のうち展示会費用として、113万4000円(原告がJ個展に係る展示会費用を必要経費に算入していなかったため、「最低売上目標金額」162万円から原告に返還された48万6000円を控除した残額である。)を加算した額をもって、必要経費の額と認めるのが相当である。

c 収支

本件制作販売等に係る収支は、1122万3229円の赤字(損失)であった。

なお、原告がした平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（乙10）及び同年分所得税青色申告決算書（一般用）（乙12）の記載によっても、991万8934円の赤字（損失）である。

エ 本件制作販売等についての資金

原告は、本件制作販売等を行う資金をAからの給与収入又は預貯金等で賄っており、他からの借入れ等による資金調達は行っていない。〔乙1、弁論の全趣旨〕

オ 原告の本件制作販売等に関する認識等

（ア）原告は、個展開催の頻度、時期及び場所を自身の生活に支障がない範囲で決定しており、本件制作販売等による多額の損失の計上が続いていても、個展開催の労力や時間を考えると年間に開催する回数には限度があり、また、資金をAからの給与収入又は預貯金等で賄っており、他からの借入れ等による資金調達は行っていないことから、自身の生活に影響はないという認識であった。〔乙1、弁論の全趣旨〕

（イ）なお、原告は、遅くとも平成30年5月にはAの理事長を退任し、その後は、Aに非常勤の医師として週1回程度勤務しているものの、画家としての活動（本件制作販売等）に専念したいという希望を有している。〔甲13、乙1、弁論の全趣旨〕

（3）検討

ア 前記（2）認定のとおり、原告は、①平成20年に自作洋画を個展に出展した以降、自作洋画等の販売のために個展を開催しており、平成24年以降は1年に複数回開催していること、②自作洋画の画集を出版したこと、③平成22年6月以降はアトリエを賃借し、これらの場所で洋画の制作及び保管を行っていること、④本件各年分において、自ら費用を支出して、毎年、EやL、あるいは美術雑誌への自作洋画の掲載を依頼していること、⑤平成26年3月には、画家としての活動に係るホームページを開設し、個展の開催情報等を掲載していること、⑥自作洋画（原面）の制作のみならず、これを基にジークレーやリトグラフを制作していたこと、⑦平成25年から平成28年において、自作洋画に係るジークレー、リトグラフ、画集及びポストカードを、対価を得て販売していたことが認められ、これらの事実を照らせば、本件制作販売等は、有償性、継続性、反復性のある活動であり、本件各アトリエという物的設備を備え、さらに、原告が自己の費用を投じて上記活動を行っていることから、原告の計算と危険において企画遂行されている活動であるといえる。また、上記事実や原告が陳述書（甲13）で述べるところによれば、原告は、自作洋画等の制作や個展開催の準備等に相当の精神的・肉体的労力を費やしていたものといえる。

イ しかしながら、前記（2）認定事実によれば、⑧平成25年から平成28年までのいずれの年においても収入金額を大幅に上回る必要経費が投じられており、収益が全く生じてないこと（平成25年分は、本件制作販売等に係る収入金額が3600円であるのに対し、必要経費は1536万1886円であり、1535万8286円の赤字であり、平成26年分は、本件制作販売等に係る収入金額が9万5500円であるのに対し、必要経費は1577万9772円であり、1568万4272円の赤字であり、平成27年分は、本件制作販売等に係る収入金額が36万4500円であるのに対し、必要経費は1712万1941円であり、1675万7441円の赤字であり、平成28年分は、本件制作販売等に係る収入金額が19万0623円であるのに対し、必要経費は114

1万3852円であり、1122万3229円の赤字である。)、⑨原告は、Aの理事長を務め、また、Aが開設するクリニックにおいて医師として診療行為を行うことにより、Aから多額の給与所得を得ており、その生活に要する費用は上記給与所得により賄うほか、本件制作販売等に係る資金も、Aからの給与収入又は預貯金等で賄い、他からの借入れ等による資金調達を行っていなかったこと、⑩上記⑨に加え、原告は、個展開催の頻度、時期及び場所を自身の生活に支障がない範囲で決定しており、個展開催の労力や時間を考えると年間に開催する回数には限度があることから、本件制作販売等において多額の損失が発生しても、原告の生活に影響はないという認識であり、実際にも原告の生活の維持に特段の影響を及ぼしていないことが認められる。一般に、洋画の制作販売という活動は、創作者の経験年数や創作量の増加に応じて、これに比例して、収益の上がる可能性が高くなるというような性質のものではないところ、上記のとおり、本件各年分における売上額がわずかな額にとどまる一方で、毎年多額の経費が発生し、収益は大幅な赤字となっているという原告の客観的収益状況、並びに、本件各年分における売上げの大部分を占めるのは、原告の親族及び知人に対する売上げであり、一般客への販売実績は安価な画集やポストカードのほかは平成28年分のジークレー1点のみであるという客観的販売実績の状況、本件制作販売等に係る資金は、原告のAからの給与収入又は預貯金等で専ら賄われていることや個展は労力や時間を考えると年間に開催する回数には限度があることから、本件制作販売等において多額の損失が発生しても、原告の生活に影響はなく、原告の意欲や主観はともかくとして、収益の改善に向けた具体的かつ現実的な計画の立案がされていたともいえないことに照らすと、本件制作販売等により相当程度の期間継続して安定した収益を得る見込みがあったとは認め難く、また、このような活動に営利性があったとも認め難い。

加えて、原告は、本件各年分において、Aの理事長を務め、また、Aが開設するクリニックにおいて医師として診療行為を行うことにより、Aから多額の給与所得を得ており、生活に要する費用は上記給与所得により賄われていた。

ウ 以上のとおり、本件制作販売等は、有償性、継続性、反復性、原告の計算と危険における企画遂行性を有し、物的設備を備え、さらに、原告が相当の精神的・肉体的労力を費やして行っていた活動であるといえるものの、これらの活動に要する資金は、専ら原告が医療法人社団の理事長を務め、医師として診療行為を行うことにより得た給与所得及び資産から調達されており、しかも、本件各年分における客観的収支状況や販売実績に照らせば、多額の資金を投じる一方で、収益は全く上がっておらず、およそ相当程度の期間継続して安定した収益が得られる見込みがあったとはいえず、客観的にみて営利を目的として行われたものともいえないことからすれば、社会通念上、本件制作販売等が、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であるとはいえず、事業に該当しない。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」などという要素は、判例（昭和56年最判）によって示された判断要素ではなく、上記要素は、投機性の強い特殊なケースについての裁判例において言及されている要素にすぎず、偶然性や

投機性には全く依存しない業務である画家業務（本件制作販売等）には妥当しない旨主張する。

しかし、昭和56年最判は、業務の遂行から生ずる所得の法的性格は当該業務の具体的な態様に依りて判断しなければならないとした上で、給与所得と事業所得を区別する一応の基準を示した事案であり、事業所得と他の所得とを区別する基準を網羅したものではない。ある経済的活動が事業に該当するか否かは、個別の事案について前記（1）に指摘した具体的事情を総合考慮して、社会通念に照らし、社会的客観性をもって事業と認められる実態を有するか否かにより決するほかない。

そして、事業所得が事業活動を遂行することで得られる収益に担税力を認めたものである以上、現に収益を計上できるかどうかは別として、社会的・客観的に見て、ある程度の期間継続して経済活動を遂行して安定した収益を得ることを目的とし、この目的に合致した実態を有するといえるものを事業とし、これにより得られた所得を事業所得とすべきであるから、社会的客観性をもって「事業」と認められるかを検討するに当たっては、「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」をも検討すべきであり、しかも、これは、「事業」の該当性の判断において、重要な要素であるというべきである。このような判断方法は、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められることを一応の基準として示した上記最高裁判決とも整合する。

イ 原告は、①画家という事業の実情に照らせば、作品作り、身近な人への意見聴取や販売、個展や展覧会などの宣伝活動、海外への宣伝活動などのプロセスを、少なくとも数年から数十年かけて実践することが不可欠であり、継続的な販売に向けての作品の制作、個展開催、販売、宣伝、それらを踏まえての新たな作品の制作、意匠性をういたビジネス展開等を長期的かつ継続的に実施してきたという事実があるのであれば、その客観的事実をもって、画家を事業として実施しようとしていたという強固な意思を推認することができ、この事業展開に向けた継続意思の存在こそが事業性の有無の判断において最も重視されなければならない、②画家は、当初、兼業により生活を維持する者がほとんどであるし、画家が元々どの程度の資産を有していたか、他にどれだけ収入があったかなどという事情は、本来、画家としての事業性の判断に影響を及ぼすものではない旨主張する。

しかしながら、画家として一定の評価を得るようになるために、原告の主張するような活動を長い年月をかけて行うことが必要であるとしても、前記アのとおり、事業所得に該当するか否かを判断するについては、当該事業により「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」が重要な判断要素であるというべきである。したがって、洋画の制作及び販売等の活動を長期的かつ継続的に実施してきたという事実をもって事業として展開しようとする強固な継続的意思が推認され、かかる意思が事業性の有無の判断において最も重視されるべきであるとする原告の上記主張は採用することができない。また、事業性の有無は、個別の事案について、前記（1）に指摘した具体的事情を総合考慮して、社会通念に照らし、社会的客観性をもって事業と認められる実態を有するか否かにより決せられるべきものであるから、当該経済的行為をなす資金の調達方法、当該活動を行う者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況等の事情をも検討すべきであ

って、画家が元々どの程度の資産を有していたか、他にどれだけ収入があったかなどという事情は事業性の判断に影響を及ぼさない旨の原告の上記主張も採用の限りでない。

なお、前記（２）認定のとおり、原告は、本件制作販売等による多額の損失の計上が続いていても、自身の生活に影響はないという認識であり、実際にも、本件各年分において、売上げがわずかな額にとどまっていたにもかかわらず、活動内容を見直すでもなく、毎年、Aからの給与収入及び預貯金等から個展開催費等多額の経費を支出し続けていたことに照らすと、原告が、本件制作販売等を長期的かつ継続的に実施しようという意思を有していたとはいっても、これを収益の上がる活動として継続的に展開しようとする意思があったとは推認し難い。

ウ 原告は、初期投資の時期に、収支のバランスがとれないことは画家という事業においては一般的なことであり、むしろ一定数の継続的な売上げの事実を重視すべきであり、画家としての業務のために投じた経費によって損失が生じてしまったとしても、そのような投資は、画家として生計を立てるために必要不可欠な活動であり、一時的な損失のみを理由に営利性を否定することはできないというべきである旨主張する。

しかし、前記（３）イで説示したとおり、本件各年度とも、売上げは総じて僅かな額にとどまり、かつ、収益が全く上がっていないばかりか、毎年1000万円を超える赤字を計上している状況にあって、一定の安定的継続的な売上げが上がっているとも、また、損失が一時的なものであるとも評価することはできない。

エ 原告は、画家としての活動が軌道に乗れば、多くの収入を得ることが期待され、実際にも販売実績はあるのであるから、相当程度安定した収益を得られる可能性があった旨主張する。

しかし、前記（３）イで説示したとおり、一般に、洋画の制作販売という活動は、創作者の経験年数や創作量の増加に比例して、収益の上がる可能性が高くなるというような性質のものではないところ、本件各年分における売上額がわずかな額にとどまる一方で、毎年多額の経費が発生し、収益は大幅な赤字となっているという原告の客観的収益状況、並びに、本件各年分における売上げの大部分を占めるのは、原告の親族及び知人に対する売上げであり、一般客への販売実績は安価な画集やポストカードのほかは平成28年分のジークレー1点のみであるという客観的販売実績の状況、原告の意欲や主観はともかくとして、収益の改善に向けた具体的かつ現実的な計画の立案がされていたともいえないことに照らすと、本件制作販売等により相当程度の期間継続して安定した収益を得る見込み（可能性）があったとは認め難い。

オ 原告は、平成21年分の所得税について、画家業に係る収入及び支出が事業所得を生ずる事業に該当するものとして、その損失を事業所得に計上する内容の更正の請求をしたところ、処分行政庁は、反面調査の実施など厳格な調査の上で、上記更正を認める旨の更正処分をしたことから、平成21年分における事業該当性の判断と本件各年分における事業該当性の判断との整合を図る観点からも、また、客観に基づかない主観による判断を排除し、租税法律主義を堅持する観点からも、本件各年分についても、本件制作販売等は、事業所得を生ずる事業に該当するものと判断されなければならない旨主張する。

しかし、平成21年分の所得税についての更正処分の内容は、本件各年分についての所

得区分に係る当裁判所の判断を左右するものではない。また、平成21年分の所得税について、処分行政庁が、税務調査を経た上で、洋画の制作販売等に係る損失を事業所得に計上する内容の原告の更正の請求を認める内容の判断をしていたとしても、かかる事情のみでは、税務官庁が本件制作販売等による所得の事業所得該当性を認めるという公式の見解を示したものとみることにはできないから、かかる事情は、本件各年分の本件制作販売等により生ずる所得の事業所得該当性を肯定しなければならない理由とはならない。

(5) 以上によれば、本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得は、事業所得に該当せず、雑所得に該当する。

2 本件各更正処分等の適法性について

(1) 前記1で説示したとおり、本件各年分における本件制作販売等から生ずる所得（損失）は雑所得に該当するところ、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各更正処分等の根拠及び適法性については、別紙2に記載のとおりであると認めることができるから、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

(2) なお、原告は、別紙3「原告の主張」のとおり、納付すべき税額が平成25年分は「△635万0464円」、平成28年分は「△696万8601円」である旨主張するものの、納税義務者が確定申告をした後に増額更正処分がされた場合であっても、申告納税制度の下においては、納税義務者は、申告の無効を主張することができる例外的な場合を除けば、更正の請求手続によってのみその申告の誤りを是正することができるのであって（国税通則法23条）、その手続を経ることなく、申告額を超えない部分の取消しを求めることはできないものと解されるところ、本件において、原告は上記の更正の請求手続を採っておらず（弁論の全趣旨）、上記例外的な場合であると認め得る証拠もないから、上記のうち申告額を超えない部分に係る主張は失当である。

3 結論

よって、原告の各請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 岡田 伸太

裁判官 柵木 澄子

裁判官 寺田 悠亮

(別紙1)

関係法令等の定め

1 所得税法

(1) 27条

1項 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2項 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(2) 35条（平成25年分について、平成25年法律第63号による改正前のもの。平成26年分ないし平成28年分について、平成30年法律第7号による改正前のもの。）

1項 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2項 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

1号 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

2号 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3項及び4項（略）

(3) 69条

1項 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2項（略）

2 所得税法施行令

63条 法第27条第1項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

1号 農業

2号 林業及び狩猟業

3号 漁業及び水産養殖業

4号 鉱業（土石採取業を含む。）

5号 建設業

6号 製造業

7号 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）

8号 金融業及び保険業

9号 不動産業

10号 運輸通信業（倉庫業を含む。）

11号 医療保健業、著述業その他のサービス業

12号 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

以上

(別紙2)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

被告が主張する原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。なお、「▲」はマイナス（損失）を表し、納付すべき税額の前「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

(1) 平成25年分（別表1-1参照）

ア 総所得金額 1億6555万円

上記金額は、以下の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額である。

なお、（ウ）の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額から控除することはできないため（所得税法69条1項）、損失が生じていても上記合計額を算出するに当たっては0円として扱う（各年分について同じ。）。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告が処分行政庁に提出した平成25年分の所得税等の確定申告書（乙2。以下「平成25年分申告書」といい、他の年分の申告書についても同様に表記する。）には、本件制作販売等から生ずる所得の金額の計算上生じた損失（本件損失）の金額1427万4634円が事業所得として記載されている（1枚目・①欄）ものの、本件損失は、事業所得に該当しない（雑所得に該当する）ことから、事業所得の金額は0円となる。

(イ) 給与所得の金額 1億6555万円

上記金額は、原告が平成25年分申告書に記載した給与所得の金額と同額である（1枚目・⑥欄）。

(ウ) 雑所得の金額 ▲1535万8286円

上記金額は、以下のaの金額からbの金額を控除した後の金額である（所得税法35条2項2号）。

a 総収入金額 3600円

上記金額は、原告が平成25年分申告書に本件制作販売等に係る収入金額として記載した189万3600円（1枚目・⑦欄）から、実際に絵画等を販売していないにもかかわらず、原告がHに売上げとして支払った「最低売上目標金額」189万円を控除した後の金額である。

b 必要経費の合計額 1536万1886円

上記金額は、原告が、平成25年分所得税青色申告決算書（一般用）（乙3。以下「平成25年分決算書」といい、他の年分の決算書についても同様に表記する。）に記載した売上原価の額89万8054円（1枚目・⑧欄）とそれ以外の必要経費の額1527万0180円（1枚目・⑨欄）との合計額から、以下の（a）の金額を控除し、（b）の金額を加算した金額である。

(a) 売上原価減算額 89万6348円

上記金額は、前記のaの「最低売上目標金額」189万円に対応する売上原価の額であり、原告が計上した売上原価の額89万8054円に、原告が本件制作販売等に係る収入金額として計上した189万3600円に対する

「最低売上目標金額」189万円の占める割合（約99.81パーセント）を乗じて算出した金額（1円未満の端数は四捨五入）である。

前記aの「最低売上目標金額」189万円は、実際に絵画等が販売されていないにもかかわらず、原告が親族等に対する売上げとして計上したものであり、これに対応する絵画等の引渡しは行われておらず、引き続き原告が保有しているから、当該189万円に対応する売上原価の額（89万6348円）を必要経費に算入することはできない。

(b) 展示会費用加算額 9万円

上記金額は、原告がHで開催した個展に係る展示会費用として計上した108万円と、原告がHに支払った前記aの「最低売上目標金額」189万円から原告に返還された72万円を控除した残額117万円との差額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 1090万8006円

上記金額は、原告が平成25年分申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額（上場分）と同額である（3枚目・⑥5欄）。

ウ 所得控除の額の合計額 227万4876円

上記金額は、原告が平成25年分申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（1枚目・②5欄）。

エ 課税総所得金額 1億6327万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億6555万円から前記ウの所得控除の額の合計額227万4876円を控除した後の金額（ただし、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記オ及び（2）ないし（4）の各ウにおいて同じ。）である。

オ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 336万9000円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額1090万8006円から、平成25年の前3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額753万8647円を控除した後の金額であり、原告が平成25年分申告書に記載した金額と同額である（3枚目・⑦3欄）。

カ 納付すべき税額 5万6900円

上記金額は、以下の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額6406万7576円から、（エ）の金額6401万0652円を差し引いた後の金額（ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 6251万4000円

上記金額は、前記エの課税総所得金額1億6327万5000円に所得税法89条1項（平成26年分以前においては、平成25年法律第5号による改正前のものをいう。以下同じ。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 23万5830円

上記金額は、前記オの株式等に係る課税譲渡所得等の金額336万9000円に租税特別措置法37条の10第1項（平成25年法律第5号による改正前のものであり、平

成20年法律第23号改正附則43条2項で規定する経過措置による読み替え後のもの。)に規定する100分の7の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 復興特別所得税の額 131万7746円

上記金額は、前記(ア)及び(イ)の各金額の合計額6274万9830円に、復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額(1円未満の端数切捨て。以下、復興特別所得税の額の計算において同じ。)である。

(エ) 源泉徴収税額 6401万0652円

上記金額は、原告が平成25年分申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(1枚目・㉔欄)。

(2) 平成26年分(別表1-2参照)

ア 総所得金額 1億6855万円

上記金額は、以下の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告の平成26年分申告書(乙6)には、本件損失の金額1568万4272円が事業所得として記載されている(1枚目・①欄)ものの、本件損失は、事業所得に該当しない(雑所得に該当する)ことから、事業所得の金額は0円となる。

(イ) 給与所得の金額 1億6855万円

上記金額は、原告が平成26年分申告書に記載した給与所得の金額と同額である(1枚目・⑥欄)。

(ウ) 雑所得の金額 ▲1563万0861円

上記金額は、以下のaの金額からbの金額を控除した後の金額である。

a 総収入金額 14万8911円

上記金額は、以下の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 本件制作販売等に係る収入金額 9万5500円

上記金額は、原告が平成26年分申告書に本件制作販売等に係る収入金額として記載した金額と同額である(1枚目・㉗欄)。

(b) その他の雑収入 5万3411円

上記金額は、原告が平成26年分申告書(2枚目)に「営業等所得」の収入金額として記載した「M」分3万3411円及び「(株)N」分2万円の合計額である。

b 必要経費の合計額 1577万9772円

上記金額は、原告が、平成26年分決算書(乙7)に記載した売上原価の額4万4270円(1枚目・⑥欄)とそれ以外の必要経費の額1573万5502円(1枚目・㉚欄)との合計額と同額である。

イ 所得控除の額の合計額 424万3768円

上記金額は、原告が平成26年分申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(1枚目・㉕欄)。

ウ 課税総所得金額 1億6430万6000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億6855万円から前記イの所得控除の額の合計額424万3768円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 △ 9 7 万 7 5 7 8 円

上記金額は、以下の（ア）及び（イ）の各金額の合計額 6 4 2 4 万 7 8 5 4 円から、
（ウ）の金額 6 5 2 2 万 5 4 3 2 円を差し引いた後の金額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 6 2 9 2 万 6 4 0 0 円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 1 億 6 4 3 0 万 6 0 0 0 円に所得税法 8 9 条 1
項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）復興特別所得税の額 1 3 2 万 1 4 5 4 円

上記金額は、前記（ア）の金額 6 2 9 2 万 6 4 0 0 円に、復興財源確保法 1 3 条に規
定する 1 0 0 分の 2. 1 の税率を乗じて算出した金額である。

（ウ）源泉徴収税額 6 5 2 2 万 5 4 3 2 円

上記金額は、原告が平成 2 6 年分申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（1 枚
目・㊸欄）。

（3）平成 2 7 年分（別表 1 - 3 参照）

ア 総所得金額 1 億 6 9 1 2 万円

上記金額は、以下の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）事業所得の金額 0 円

原告の平成 2 7 年分申告書（乙 8）には、本件損失の金額 1 6 7 5 万 7 4 4 1 円が事
業所得として記載されている（1 枚目・㊶欄）ものの、本件損失は、事業所得に該当し
ない（雑所得に該当する）ことから、事業所得の金額は 0 円となる。

（イ）給与所得の金額 1 億 6 9 1 2 万円

上記金額は、原告が平成 2 7 年分申告書に記載した給与所得の金額と同額である（1
枚目・㊶欄）。

（ウ）雑所得の金額 ▲ 1 6 7 5 万 7 4 4 1 円

上記金額は、以下の a の金額から b の金額を控除した後の金額に c の金額を加算した
金額である。

a 総収入金額 3 6 万 4 5 0 0 円

上記金額は、原告が平成 2 7 年分申告書に本件制作販売等に係る収入金額として
記載した金額と同額である（1 枚目・㊶欄）。

b 必要経費の合計額 1 7 1 2 万 1 9 4 1 円

上記金額は、原告が、平成 2 7 年分決算書（乙 9）に記載した売上原価の額 1 6
万 2 4 6 0 円（1 枚目・㊶欄）とそれ以外の必要経費の額 1 6 9 5 万 9 4 8 1 円
（1 枚目・㊸欄）との合計額と同額である。

c 公的年金等に係る雑所得の金額 0 円

上記金額は、原告が平成 2 7 年分申告書に公的年金等の収入金額として記載した
1 7 7 6 円（1 枚目・㊶欄）から、所得税法 3 5 条 4 項（平成 3 0 年法律第 7 号に
よる改正前のもの。（4）ア（ウ）c において同じ。）に規定する公的年金等控除
額 1 7 7 6 円を差し引いた後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 4 0 6 万 5 3 9 4 円

上記金額は、原告が平成 2 7 年分申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である
（1 枚目・㊵欄）。

ウ 課税総所得金額 1億6505万4000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億6912万円から前記イの所得控除の額の合計額406万5394円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 △100万8485円

上記金額は、以下の(ア)及び(イ)の各金額の合計額7093万7344円から、(ウ)の金額7194万5829円を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 6947万8300円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億6505万4000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税の額 145万9044円

上記金額は、前記(ア)の金額6947万8300円に、復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 7194万5829円

上記金額は、原告が平成27年分申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(1枚目・㉔欄)。

(4) 平成28年分(別表1-4参照)

ア 総所得金額 1億4398万円

上記金額は、以下の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告の平成28年分申告書(乙10)には、本件損失の金額991万8934円が事業所得として記載されている(1枚目・㉑欄)ものの、本件損失は、事業所得に該当しない(雑所得に該当する)ことから、事業所得の金額は0円となる。

(イ) 給与所得の金額 1億4398万円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に記載した給与所得の金額と同額である(1枚目・㉒欄)。

(ウ) 雑所得の金額 ▲1121万7829円

上記金額は、以下のaの金額からbの金額を控除した後の金額にcの金額を加算した金額である。

a 総収入金額 19万6023円

上記金額は、以下の(a)ないし(c)の各金額の合計額である。

(a) 京都市の貸画廊における売上金額 3万3000円

上記金額は、原告が平成28年3月1日から同月6日までの間に京都市の貸画廊で開催した個展における売上金額であり、原告が平成28年分申告書に本件制作販売等に係る収入金額として記載した51万9000円(1枚目・㉓欄)から、原告が平成28年4月27日から同年5月3日までの間にJで開催した個展(J個展)における「最低売上目標金額」162万円に係る原告の取り分(30パーセント)48万6000円を控除した金額である。

原告は、J個展における実際の売上金額15万7623円を超え、上記「最低売上目標金額」162万円に達するまでの金額146万2377円を自ら負担してJに支払い、それも含めたところの原告の取り分48万600

0円を平成28年分の本件制作販売等に係る収入金額として計上しているが、上記金額には、実際の売上げではない金額に係る取り分が含まれているので、これをそのまま収入金額に計上することはできないため、後記(b)のとおり、J個展における実際の売上金額15万7623円を収入金額に計上し、後記b(b)のとおり、原告が負担したJ個展の展示会費用113万4000円(実際の売上金額15万7623円と原告が自ら負担した金額14万2377円との合計額162万円の70パーセントの金額)を必要経費として控除する。

なお、平成28年中は、貸画廊及び個展以外に売上げはなかった。

(b) J個展における売上金額 15万7623円

上記金額は、J個展における実際の売上金額であり、J個展における「最低売上目標金額」162万円から、原告がJ個展の「最低売上目標金額」に達しなかった分として同個展の最終日(平成28年5月3日)にクレジットカードを利用して支払った金額14万2377円(乙13)を控除した金額である。

(c) その他の雑収入 5400円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に公的年金等以外の雑所得の収入金額として記載した金額(1枚目・㊸欄)と同額である。

b 必要経費の合計額 1141万3852円

上記金額は、原告が、平成28年分決算書(乙12)に記載した売上原価の額24万9853円(1枚目・㊶欄)とそれ以外の必要経費の額1018万8081円(1枚目・㊸欄)との合計額から、以下の(a)の金額を控除し、(b)の金額を加算した金額である。

(a) 売上原価減算額 15万8082円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に記載した本件制作販売等に係る収入金額51万9000円のうち、本件制作販売等に係る実際の収入金額19万0623円(前記a(a)及び(b)の各金額の合計額)を控除した後の金額32万8377円に対応する売上原価の額であり、原告が計上した売上原価の額24万9853円に、原告が計上した本件制作販売等に係る収入金額51万9000円に対する上記控除後の金額32万8377円の占める割合(約63.27パーセント)を乗じて算出した金額(1円未満の端数は四捨五入)である。

前記aのとおり、上記控除後の金額32万8377円は、原告の本件制作販売等に係る実際の売上金額ではないから、当該32万8377円に対応する売上原価の額(15万8082円)を必要経費に算入することはできない。

(b) 展示会費用加算額 113万4000円

上記金額は、J個展において原告が負担した展示会費用の額であり、J個展における「最低売上目標金額」162万円から、原告に返還された48万6000円を控除した金額である(前記a(a)参照)。

原告は、J個展に係る展示会費用を必要経費に算入していなかったため、

上記金額を必要経費に加算する。

c 公的年金等に係る雑所得の金額 0円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に公的年金等の収入金額として記載した26万0595円（1枚目・㊸欄）から、所得税法35条4項に規定する公的年金等控除額26万0595円を差し引いた後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 574万0615円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（1枚目・㊹欄）。

ウ 課税総所得金額 1億3823万9000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億4398万円から前記イの所得控除の額の合計額574万0615円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 △174万1898円

上記金額は、以下の（ア）及び（イ）の各金額の合計額5861万7192円から、（ウ）の金額6035万9090円を差し引いた後の金額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 5741万1550円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億3823万9000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）復興特別所得税の額 120万5642円

上記金額は、前記（ア）の金額5741万1550円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

（ウ）源泉徴収税額 6035万9090円

上記金額は、原告が平成28年分申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（1枚目・㊺欄）。

2 本件各更正処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各年分における所得税等の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額は、前記1（1）ないし（4）のとおり、平成25年分が5万6900円、平成26年分が△97万7578円（「△」印は、還付金の額に相当する税額を表す。）、平成27年分が△100万8485円、平成28年分が△174万1898円であるところ、上記各金額は、いずれも本件各更正処分における所得税等の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額（別表1-1ないし1-4の各「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠

期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課すこととされている（通則法65条1項。ただし、平成27年分においては、平成28年法律第15号による改正前のものであり、平成26年分以前においては、平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）。

前記2のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する

「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下のとおりである。

- (1) 平成25年分 58万2000円
上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、平成25年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額582万円（ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。
- (2) 平成26年分 64万円
上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、平成26年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額640万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。
- (3) 平成27年分 76万9000円
上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、平成27年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額769万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。
- (4) 平成28年分 45万5000円
上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、平成28年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額455万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、前記3のとおりであるところ、これらの各金額は、いずれも本件各賦課決定処分による過少申告加算税の額（別表1-1ないし1-4参照）と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

(別紙3)

原告の主張

原告の主張のうち、確定申告と異なる部分は以下のとおりである。なお、平成26年分及び平成27年分に係る原告の主張は、確定申告(別表1-2、1-3)と異なるない。

1 平成25年分

(1) 総所得金額 1億4986万1223円

ア 事業所得の金額 ▲1568万8737円

(ア) 総収入金額 81万3600円

Hへの支払は売上げではなく、展示費用である。

(イ) 必要経費 1650万2337円

a 売上原価 42万2157円

なお、「最低売上目標金額」は、展示費用相当分であり、売上原価減算額に考慮されるべきものではない。

b その他 1608万0180円

なお、展示会費用相当分は189万円である。

イ 給与所得の金額 1億6555万円

ウ 雑所得の金額 0円

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 1090万8006円

(3) 所得控除の額の合計額 227万4876円

(4) 課税総所得金額 1億4758万6000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額1億4986万1223円から前記(3)の所得控除の額の合計額227万4876円を控除した後の金額である。

(5) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 336万9000円

(6) 納付すべき税額 △635万0464円

ア 課税総所得金額に対する税額 5623万8400円

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 23万5830円

ウ 復興特別所得税の額 118万5958円

エ 源泉徴収税額 6401万0652円

2 平成28年分

(1) 総所得金額 1億3260万4089円

ア 事業所得の金額 ▲1138万1311円

平成28年分申告書(乙10)における本件損失の金額991万8934円に展示会費用(売上保証)146万2377円を加算した額である。

イ 給与所得の金額 1億4398万円

ウ 雑所得の金額 5400円

(2) 所得控除の額の合計額 574万0615円

(3) 課税総所得金額 1億2686万3000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額1億3260万4089円から前記(2)の所得控除の額の合計額574万0615円を控除した後の金額である。

(4) 納付すべき税額	△696万8601円
ア 課税総所得金額に対する税額	5229万2350円
イ 復興特別所得税の額	109万8139円
ウ 源泉徴収税額	6035万9090円
	以上

別表1-1 平成25年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		法定申告期限内	平成30年2月27日	平成30年5月23日	平成31年4月24日
総所得金額 (②+③+④)		①	151,275,366	165,550,000	全部の取消し 棄却
内訳	事業所得の金額	②	▲14,274,634	0	
	給与所得の金額	③	165,550,000	165,550,000	
	雑所得の金額	④	—	0	
株式等に係る 譲渡所得等の金額		⑤	10,908,006	10,908,006	
所得控除の額の合計額		⑥	2,274,876	2,274,876	
課税される 所得金額	①対応分 (①-⑥)	⑦	149,000,000	163,275,000	
	⑤対応分	⑧	3,369,000	3,369,000	
算出税額	⑦に対する税額	⑨	56,804,400	62,514,000	
	⑧に対する税額	⑩	235,830	235,830	
復興特別所得税の額 (⑨+⑩)×2.1%		⑪	1,197,836	1,317,746	
源泉徴収税額		⑫	64,010,652	64,010,652	
納付すべき税額 (⑨+⑩+⑪-⑫)		⑬	△5,772,986	56,900	
過少申告加算税の額		⑭	—	582,000	

(注1) 「事業所得の金額」(②欄)の「▲」は、損失の額を表す(以下別表1-2ないし1-4「事業所得の金額」(②欄)の金額において同じ。)

(注2) 「課税される所得金額」(⑦及び⑧欄)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)(以下別表1-2ないし1-4「課税される所得金額」(⑥欄)の金額において同じ。)

(注3) 「確定申告」欄の「納付すべき税額」(⑬欄)の「△」は、還付金の額に相当する金額を表す(以下別表1-2ないし1-4「納付すべき税額」(⑩欄)の金額において同じ。)

(注4) 「更正処分等」欄の「納付すべき税額」(⑬欄)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

別表1-2 平成26年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		法定申告期限内	平成30年2月27日	平成30年5月23日	平成31年4月24日
総所得金額 (②+③+④)		①	152,865,728	168,550,000	全部の取消し 棄却
内訳	事業所得の金額	②	▲15,684,272	0	
	給与所得の金額	③	168,550,000	168,550,000	
	雑所得の金額	④	—	0	
所得控除の額の合計額		⑤	4,243,768	4,243,768	
課税される所得金額 (①-⑤)		⑥	148,621,000	164,306,000	
課税される所得金額 に対する税額		⑦	56,652,400	62,926,400	
復興特別所得税の額 (⑦×2.1%)		⑧	1,189,700	1,321,454	
源泉徴収税額		⑨	65,225,432	65,225,432	
納付すべき税額 (⑦+⑧-⑨)		⑩	△7,383,332	△977,578	
過少申告加算税の額		⑪	—	640,000	

別表 1 - 3 平成27年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		法定申告期限内	平成30年2月27日	平成30年5月23日	平成31年4月24日
総所得金額 (②+③+④)		① 152,362,559	169,120,000	全部の取消し	棄却
内訳	事業所得の金額	② ▲16,757,441	0		
	給与所得の金額	③ 169,120,000	169,120,000		
	雑所得の金額	④ 0	0		
所得控除の額の合計額		⑤ 4,065,394	4,065,394		
課税される所得金額 (①-⑤)		⑥ 148,297,000	165,054,000		
課税される所得金額 に対する税額		⑦ 61,937,650	69,478,300		
復興特別所得税の額 (⑦×2.1%)		⑧ 1,300,690	1,459,044		
源泉徴収税額		⑨ 71,945,829	71,945,829		
納付すべき税額 (⑦+⑧-⑨)		⑩ △8,707,489	△1,008,485		
過少申告加算税の額		⑪ -	769,000		

別表 1 - 4 平成28年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		法定申告期限内	平成30年2月27日	平成30年5月23日	平成31年4月24日
総所得金額 (②+③+④)		① 134,066,466	143,980,000	全部の取消し	棄却
内訳	事業所得の金額	② ▲9,918,934	0		
	給与所得の金額	③ 143,980,000	143,980,000		
	雑所得の金額	④ 5,400	0		
所得控除の額の合計額		⑤ 5,740,615	5,740,615		
課税される所得金額 (①-⑤)		⑥ 128,325,000	138,239,000		
課税される所得金額 に対する税額		⑦ 52,950,250	57,411,550		
復興特別所得税の額 (⑦×2.1%)		⑧ 1,111,955	1,205,642		
源泉徴収税額		⑨ 60,359,090	60,359,090		
納付すべき税額 (⑦+⑧-⑨)		⑩ △6,296,885	△1,741,898		
過少申告加算税の額		⑪ -	455,000		

別紙「個展一覧」 省略